



島根県報

平成29年9月22日（金）

第2,940号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	2
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定	（高 齢 者 福 祉 課）	2
配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定		
指定施業要件の変更予定保安林	（森 林 整 備 課）	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変	（中 小 企 業 課）	3
更の届出（9件）		
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗廃止の届出	（ " ）	20

【公 告】

島根県食品衛生業務管理システムの開発及び運用保守業務に係る提案競技の実施	（薬 事 衛 生 課）	21
開発行為に関する工事の完了（2件）	（都 市 計 画 課）	25

【特定調達公告】

分析走査型電子顕微鏡システムの賃貸借契約に係る一般競争入札の実施	（警 察 本 部）	25
----------------------------------	-----------	----

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体		28
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体		28
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体		30
政治資金規正法の規定による指定の取消しの届出のあった資金管理団体		30

【正 誤】

平成29年5月30日付け島根県報第2,907号中	（選挙管理委員会）	31
--------------------------	-----------	----

告 示**島根県告示第510号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成29年 9 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
かわつこどもクリニック	松江市西川津町4098番地	平成29年 9 月 1 日
あだかえたけだクリニック	松江市東出雲町出雲郷94-4	平成29年 9 月 1 日
益田地域医療センター医師会病院 中西出張所	益田市白上町イ176-5	平成29年 6 月16日
ウェルネス薬局大庭店	松江市大庭町1803-1	平成29年 9 月 1 日
ウェルネス薬局出雲駅北店	出雲市駅北町1番	平成29年 9 月 1 日
とも薬局渡橋店	出雲市渡橋町380-1	平成29年 9 月 1 日
オリーブ薬局	松江市東出雲町錦新町一丁目7番17号	平成29年 9 月 1 日
あだかえ薬局	松江市東出雲町出雲郷115-17	平成29年 9 月 1 日
かわつ薬局	松江市西川津町4098番地	平成29年 9 月 1 日

島根県告示第511号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成29年 9 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
オリーブ薬局邑南店	エスマイル薬局邑南店	邑智郡邑南町中野3846-10	平成29年 8 月 1 日
スイング薬局益田店	エスマイル薬局益田店	益田市中島町ロ605-1	平成29年 8 月 1 日

島根県告示第512号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成29年 9 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
医療法人幸和会福田整形外科医院	出雲市大津新崎町1-44	平成29年 4 月30日

島根県告示第513号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平

成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、法による医療支援給付を担当する機関を次のとおり指定したので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成29年 9 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ほくよう薬局	出雲市武志町836番地10	平成29年 8 月 25 日
とも薬局 渡橋店	出雲市渡橋町380-1	平成29年 9 月 1 日
かわつ薬局	松江市西川津町4098番地	平成29年 9 月 1 日

島根県告示第514号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年 9 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所及び指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成8年 8 月 9 日農林水産省告示第1305号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに江津市役所及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第515号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成29年 9 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン浜田 島根県浜田市港町227番地1外

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

- (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前)

小売業者名	住所	代表者名	備考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	

(株) スイートガーデン	兵庫県神戸市西区高塚台五丁目 4 番地 1	富川 俊昭	
(株) モーツアルト	広島県広島市中区堀川町 5 - 2	田上 友康	平成28年 9 月 19 日退店
(有) 錦栄堂	島根県浜田市片庭町 1 - 1	松本 直樹	
A s - m e エステール (株)	東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 13 号	丸山 雅史	
(株) ニッタ	島根県浜田市新町 11 番地 3	木束地 実	
(株) ビュー	大阪府大阪市西成区梅南一丁目 7 番 31 号	小倉 久明	
(株) 今井書店	島根県松江市殿町 62 番地	田江 泰彦	
(株) エヌ・エル・エヌ	鳥取県鳥取市永楽温泉町 271	西根 伸吾	平成27年 8 月 31 日退店
(有) ソリッド	広島県広島市安佐南区高取南三丁目 19 番 10 号	平野 一貴	
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目 32 番 13 号	指田 努	
(株) ノジマ	神奈川県相模原市中央区横山一丁目 1 番 1 号	野島 廣司	
(有) ノース	島根県松江市東津田町 1287 - 8	北脇 明男	平成27年 5 月 31 日退店
(株) ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27 番地の 1	江尻 義久	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目 48 番 14 号	木山 茂年	
(株) 和想	鳥取県鳥取市行徳 1 - 103	池田 訓之	
(株) 冒険王	広島県広島市安佐北区可部四丁目 1 番 10 号	堀岡 洋行	
共同青果 (株)	島根県浜田市下府町 327 番地 80	長谷川 等	
フジパンストアー (株)	愛知県名古屋市長区瑞穂区松園町一丁目 50 番地	廣村 昌弘	
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島一丁目 3 番 9 号	中林 秀雄	平成29年 5 月 15 日退店
藤久 (株)	愛知県名古屋市長区高社一丁目 210 番地	後藤 薫徳	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 博丈	
(株) クレイン	東京都港区南青山五丁目 6 - 26	新垣 純	

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号	山西 泰明	
(株) スイートガーデン	兵庫県神戸市西区高塚台五丁目 4 番地 1	富川 俊昭	
(有) 錦栄堂	島根県浜田市片庭町 1 - 1	松本 直樹	
A s - m e エステール (株)	東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 13 号	丸山 雅史	
(株) ニッタ	島根県浜田市新町 11 番地 3	木束地 実	
(株) ビュー	大阪府大阪市西成区梅南一丁目 7 番 31 号	水江 充	平成28年 4 月 1 日代表者名変更
(株) 今井書店	島根県松江市殿町 62 番地	田江 泰彦	
(株) ソリッド	広島県広島市安佐南区高取南二丁目 20 番 26 号	平野 一貴	平成28年 7 月 1 日名称及び住所変更
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目 32 番 13 号	指田 努	

(株) ノジマ	神奈川県相模原市中央区横山一丁目1番1号	野島 廣司	
(株) ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻 義久	平成29年3月1日名称変更
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	木山 剛史	平成28年6月28日代表者名変更
(株) 和想	鳥取県鳥取市南隈460番地	池田 訓之	平成25年2月27日住所変更
(株) 冒険王	広島県広島市安佐北区可部四丁目1番10号	堀岡 洋行	
共同青果 (株)	島根県浜田市下府町327番地80	長谷川 等	
フジパンストアー (株)	愛知県名古屋市長区瑞穂区松園町一丁目50番地	廣村 昌弘	
藤久 (株)	愛知県名古屋市長区高社一丁目210番地	後藤 薫徳	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 博丈	
(株) クレイン	東京都港区南青山五丁目6-26	新垣 純	
大栄電通 (株)	福岡県久留米市長門石二丁目2-23	大森 康一郎	平成29年3月31日入店

(4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

平成29年9月4日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部産業政策課 (浜田市殿町1番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第516号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成29年9月22日

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン出雲 島根県出雲市大塚町620外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
フジパンストアー (株)	愛知県名古屋市長区瑞穂区松園町一丁目50番地	廣村 昌弘	
(有) 坂根屋	島根県出雲市今市町890番地	坂根 悦夫	
(有) 平田生花店	島根県松江市南田町31番地	平田 明久	平成29年6月30日退店
(有) 布野	島根県出雲市今市町616番地	布野 昇平	
(株) ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	寺井 秀藏	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	木山 茂年	
(有) ノース	島根県松江市東津田町1287番地8	北脇 明男	
(株) スニッグ	福岡県福岡市中央区大名一丁目11番15号	渡邊 功一	
A s - m e エステール (株)	東京都港区虎ノ門四丁目3-13	丸山 朝	
マツオインターナショナル (株)	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目20番10号	松尾 憲久	
(株) コックス	東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号	吉竹 英典	
フクハラアジャール (株)	島根県大田市大田町大田イ736番地12	福原 健治	平成28年3月21日退店
(株) ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	愛知県名古屋市長区上社一丁目901番地	菊地 敬一	平成28年3月31日退店
(株) 今井書店	島根県松江市殿町63番地	田江 泰彦	
メガネの田中チェーン (株)	広島県広島市中区袋町1番23-102号	田中 登志子	
(株) B A N K A N わものや	埼玉県上尾市宮本町4番2号	形部 幸裕	
(株) プレジャージェーン	大阪府大阪市中央区南本町一丁目4番8号	藤井 豊	
(株) バリュープランニング	兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目2番17号	井元 憲生	
(有) ラ・ポム	島根県出雲市姫原二丁目4-2-302	南 秀子	
(株) フローインターナショナル	鳥取県米子市法勝寺町42番地	近藤 隆治	
(株) ヘンミ	香川県高松市丸亀町9番地1ステップ4F	逸見 康雄	
(株) ファイブ・フォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60-7	上田 稔夫	
藤久 (株)	愛知県名古屋市長区高社一丁目210番地	後藤 薫徳	
(株) ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻 義久	
トリンプ・インターナショナル	東京都中央区築地五丁目6番4号	土井 健人	

・ジャパン(株)			
(株) プラスハート	大阪府大阪市中央区北浜一丁目9番9号	松尾 正司	平成28年9月30日退店
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島一丁目3番9号	中林 秀雄	
ユーロプランニング(有)	島根県出雲市中野町783番地20	神田 実	
(株) アイジーエー	福井県越前市矢放町第13号8番地の9	五十嵐 義和	
(株) クラブ	広島県広島市南区大州四丁目3-15	丸岡 義範	平成27年6月18日退店
(株) やまもと	島根県出雲市大社町北荒木1138番地1	山本 勇二	
(株) ニコル	東京都渋谷区東一丁目32番12号	木野村 尚孝	
(株) エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目11番5号	野口 実	
(株) ウォッチ・ビジネス・カンパニー	広島県広島市西区商工センター二丁目3番1号	鍵本 優	
(株) 天翔	福岡県大野城市御笠川五丁目6番17号	平 茂美	
(株) 冒険王	広島県広島市安佐北区可部四丁目1番10号	堀岡 洋行	
(株) パーク・ランド	大阪府大阪市中央区南船場一丁目8番22号	照井 桂樹	平成28年4月10日退店
(株) ライトオン	茨城県つくば市吾妻一丁目11-1	横内 達治	
(株) サンヨープレジャー	岡山県岡山市北区大内田715番地の4	高谷 昌宏	
(株) シュクレ	島根県出雲市姫原三丁目5番地7	岩田 理美	
(株) ビスク	福岡県福岡市中央区今泉一丁目16-20	豊村 政人	
(株) タオル美術館	東京都港区白金台三丁目19-1	越智 康行	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14	矢野 博丈	
(株) キャメル珈琲	東京都世田谷区代田二丁目31-8	尾田 信夫	
(株) チチカカ	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目2-3	木南 仁志	
(株) エヌコーポレーション	東京都台東区東上野一丁目26番2号	小宮 光雄	平成28年8月28日退店
(株) クロスカンパニー	岡山県岡山市北区幸町2-8	石川 康晴	
ゼビオ(株)	福島県郡山市朝日三丁目7番35号	諸橋 友良	
アスカ(株)	東京都港区南青山二丁目24-11	伊藤 弘人	
(株) ティーガイア	東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号	竹岡 哲郎	
(株) ノジマ	神奈川県相模市中央区横山一丁目1番1号	野島 廣司	
(株) 大谷	新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目3番5号	大谷 勝彦	
(株) GU	山口県山口市佐山717番地1	柚木 治	
(有) おもちやのタマキ	島根県出雲市平田町1319-29	玉木 輝久	
(株) ナルミヤ・インターナショナル	東京都港区芝公園二丁目4-1	石井 稔晃	
(株) ワールドリビングスタイル	東京都目黒区中目黒一丁目8番1号	西川 信一	
(株) クレイン	東京都港区南青山五丁目6-26	新垣 純	
(株) アートネイチャー	東京都渋谷区代々木三丁目40番地7号	五十嵐 祥剛	

(株) コナカ	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2	湖中 謙介	
(株) F・O・インターナショナル	兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目4番1号	小野 行由	
(株) ムラサキスポーツ	東京都台東区上野七丁目14番5号	宝山 元一	
(株) アダストリアホールディングス	茨城県水戸市泉町三丁目1番27号	遠藤 洋一	

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
フジパンストアー (株)	愛知県名古屋市長区瑞穂区松園町一丁目50番地	廣村 昌弘	
(有) 坂根屋	島根県出雲市今市町890番地	坂根 悦夫	
(有) 布野	島根県出雲市今市町616番地	布野 昇平	
(株) ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	寺井 秀藏	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	木山 剛史	平成28年6月28日代表者名変更
(有) ノース	島根県松江市東津田町1287番地8	北脇 明男	
(株) スニッグ	福岡県福岡市中央区大名一丁目11番15号	渡邊 功一	
A s - m e エステール (株)	東京都港区虎ノ門四丁目3-13	丸山 朝	
マツオインターナショナル (株)	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目20番10号	松尾 憲久	
(株) コックス	東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号	吉竹 英典	
(株) 今井書店	島根県松江市殿町63番地	田江 泰彦	
メガネの田中チェーン (株)	広島県広島市中区袋町1番23-102号	田中 登志子	
(株) BANKANわものや	埼玉県上尾市宮本町4番2号	形部 幸裕	
(株) プレジャージェーン	大阪府大阪市中央区南本町一丁目4番8号	田中 秀男	平成28年12月19日代表者名変更
(株) バリュープランニング	兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目2番17号	井元 憲生	
(有) ラ・ポム	島根県出雲市姫原二丁目215番地5-1304	南 秀子	平成29年5月6日住所変更
(株) フローインターナショナル	鳥取県米子市法勝寺町42番地	近藤 隆治	
(株) ヘンミ	香川県高松市丸亀町9番地1ステップ	逸見 俊輔	平成27年10月6日代表者名変更、平成18年10月19日住所変更
(株) ファイブ・フォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60-7	上田 稔夫	
藤久 (株)	愛知県名古屋市長区高社一丁目210番地	後藤 薫徳	
(株) ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻 義久	平成29年3月1日名称変更
トリンプ・インターナショナル・ジャパン (株)	東京都中央区築地五丁目6番4号	土井 健人	
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島一丁目3番9号	中林 秀雄	
ユーロプランニング (有)	島根県出雲市中野町783番地20	神田 実	

(株) アイジーエー	福井県越前市矢放町第13号8番地の9	五十嵐 義和	
(株) やまもと	島根県出雲市大社町北荒木1138番地1	山本 勇二	
(株) ニコル	東京都渋谷区東一丁目32番12号	木野村 尚孝	
(株) エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目11番5号	野口 実	
(株) ウォッチ・ビジネス・カンパニー	広島県広島市西区商工センター二丁目3番1号	鍵本 優	
(株) 天翔	福岡県大野城市御笠川五丁目6番17号	平 茂美	
(株) 冒険王	広島県広島市安佐北区可部四丁目1番10号	堀岡 洋行	
(株) ライトオン	茨城県つくば市吾妻一丁目11-1	横内 達治	
(株) サンヨープレジャー	岡山県岡山市北区大内田715番地の4	高谷 昌宏	
(株) シュクレ	島根県出雲市姫原三丁目5番地7	岩田 理美	
(株) ビスク	福岡県福岡市中央区今泉一丁目16-20	豊村 政人	
(株) タオル美術館	東京都港区白金台三丁目19-1	越智 康行	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14	矢野 博丈	
(株) キャメル珈琲	東京都世田谷区代田二丁目31-8	尾田 信夫	
(株) チチカカ	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目2-3	三河 宏明	平成28年8月1日代表者名変更
(株) ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	石川 康晴	平成28年3月1日名称変更
ゼビオ (株)	福島県郡山市朝日三丁目7番35号	諸橋 友良	
アスカ (株)	東京都港区南青山二丁目24-11	伊藤 弘人	
(株) ティーガイア	東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号	金治 伸隆	平成27年6月19日代表者名変更
(株) ノジマ	神奈川県相模市中央区横山一丁目1番1号	野島 廣司	
(株) 大谷	新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目3番5号	大谷 勝彦	
(株) GU	山口県山口市佐山717番地1	柚木 治	
(有) おもちゃのタマキ	島根県出雲市平田町1319-29	玉木 輝久	
(株) ナルミヤ・インターナショナル	東京都港区芝公園二丁目4-1	石井 稔晃	
(株) ワールドリビングスタイル	東京都目黒区中目黒一丁目8番1号	西川 信一	
(株) クレイン	東京都港区南青山五丁目6-26	新垣 純	
(株) アートネイチャー	東京都渋谷区代々木三丁目40番地7号	五十嵐 祥剛	
(株) コナカ	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2	湖中 謙介	
(株) F・O・インターナショナル	兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目4番1号	小野 行由	
(株) ムラサキスポーツ	東京都台東区上野七丁目14番5号	金山 元一	代表者名錯誤
(株) アダストリア	茨城県水戸市泉町三丁目1番27号	福田 三千男	平成27年6月1日名称変更、平成27年5月28日代表者名変更
(株) 藤芳	島根県出雲市大社町杵築北2613番地	藤江 宣敏	平成27年9月11日入

			店
(株) ジンズ	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4	田中 仁	平成27年6月2日入店
(株) ALO	大阪府大阪市中央区南船場三丁目10番3号	内藤 雅義	平成28年10月1日入店
神門 佳代	島根県出雲市斐川町神水1577-1	—	平成29年7月1日入店

(4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

平成29年9月4日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第517号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成29年9月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン斐川 島根県出雲市斐川町大字上直江1321番地外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名（変更前）

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
(有) 坂根屋	島根県出雲市今市町890番地	坂根 悦夫	
(株) オカ	島根県出雲市斐川町直江町5381番地2	岡 寛志	
(株) 三城	東京都中央区銀座一丁目7番7号	加賀 純一	
(株) 不二家	東京都文京区大塚二丁目15番6号	櫻井 康文	
(有) おもちゃのタマキ	島根県出雲市平田町1319番地29	玉木 輝久	
(株) ナカスカコーポレーション	広島県広島市安佐南区西原9-1-4	中須賀 賢一	
(有) 泉生花店	鳥取県米子市紺屋町119番地2	泉 司	
(株) ウォッチ・ビジネス・カンパニー	広島県広島市西区商工センター二丁目3番1号	鍵本 優	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 博丈	

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
(有) 坂根屋	島根県出雲市今市町890番地	坂根 悦夫	
(株) オカ	島根県出雲市斐川町直江町5381番地2	岡 寛志	
(株) 三城	東京都中央区銀座一丁目7番7号	澤田 将広	平成28年2月8日 代表者名変更
(株) 不二家	東京都文京区大塚二丁目15番6号	櫻井 康文	
(有) おもちゃのタマキ	島根県出雲市平田町1319番地29	玉木 輝久	
(株) ナカスカコーポレーション	広島県広島市中区国泰寺町一丁目3番15号	中須賀 賢一	平成26年9月29日 住所変更
(有) 泉生花店	鳥取県米子市紺屋町119番地2	泉 司	
(株) ウォッチ・ビジネス・カンパニー	広島県広島市西区商工センター二丁目3番1号	鍵本 優	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 博丈	
(株) コスモネット	京都府京都市中京区烏丸通四条上る笋町689番地	三上 明	平成29年5月26日 入店

(4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

平成29年9月4日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 エ 意見の内容
 オ 意見を述べる理由
- (3) その他
 意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第518号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成29年 9 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ゆめタウン益田 島根県益田市高津町イ1128番地112外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
 株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
- (3) 変更した事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	木山 茂年	
(株) ニッタ	島根県浜田市新町11番地3	木東地 実	
A s - m e エステール (株)	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	丸山 雅史	
(有) リバティ	島根県益田市あけぼの本町10番地1	川上 洋一	
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指田 努	
(有) モード・エ・モード静	島根県益田市乙吉町ロ42番地1	安達 静江	平成28年11月13日退店
(株) ちづる	広島県広島市東区若草町10番12号	森 啓輔	
(株) コスモネット	京都府京都市中京区烏丸通四条上る笋町689番地	三上 明	
(株) ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻 義久	
(株) ビュー	大阪府大阪市西成区梅南一丁目7番31号	小倉 久明	
(株) ヒロコーポレーション	福岡県福岡市東区多の津一丁目2番2号	井上 恭枝	
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島一丁目3番9号	中林 秀雄	
(株) マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	白土 孝	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 博文	
山下 雅生	島根県益田市大谷町268番地9	山下 雅生	

藤久 (株)	愛知県名古屋市中区高社一丁目210番地	後藤 薫徳	
(株) ジュンテンドー	島根県益田市下本郷町206番地5	飯塚 正	
はるやま商事 (株)	岡山県岡山市北区表町一丁目2番3号	治山 正史	
(株) イエローハット	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目4番16号	堀江 康生	
(株) ファーストリテイリング	山口県山口市大字佐山717番地1	柳井 正	
(株) 三城	東京都中央区銀座一丁目7番7号	加賀 純一	
(株) ヒマラヤ	岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号	野水 優治	

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	木山 剛史	平成28年6月28日代表者名変更
(株) ニッタ	島根県浜田市新町11番地3	木束地 実	
A s - m e エステール (株)	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	丸山 雅史	
(有) リバティ	島根県益田市あけぼの本町10番地1	川上 洋一	
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指田 努	
(株) ちづる	広島県広島市東区若草町10番12号	森 啓輔	
(株) コスモネット	京都府京都市中京区烏丸通四条上る笋町689番地	三上 明	
(株) ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻 義久	平成29年3月1日名称変更
(株) ビュー	大阪府大阪市西成区梅南一丁目7番31号	水江 充	平成28年4月1日代表者名変更
(株) ヒロコーポレーション	福岡県福岡市東区多の津一丁目2番2号	井上 恭枝	
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島一丁目3番9号	中林 秀雄	
(株) マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	白土 孝	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 博文	
山下 雅生	島根県益田市大谷町268番地9	山下 雅生	
藤久 (株)	愛知県名古屋市中区高社一丁目210番地	後藤 薫徳	
(株) ジュンテンドー	島根県益田市下本郷町206番地5	飯塚 正	
(株) はるやまホールディングス	岡山県岡山市北区表町一丁目2番3号	治山 正史	平成29年1月4日名称変更
(株) イエローハット	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目4番16号	堀江 康生	
(株) ユニクロ	山口県山口市大字佐山717番地1	柳井 正	名称錯誤
(株) 三城	東京都中央区銀座一丁目7番7号	澤田 将広	平成28年2月8日代表者名変更
(株) ヒマラヤ	岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号	後藤 達也	平成28年11月25日代表者名変更

(4) 変更の年月日

上記小売業一覧表のとおり

2 届出年月日

平成29年9月4日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター（益田市常盤町1番1号）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第519号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成29年 9 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スプリングパワーセンター 島根県松江市黒田町85-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社みしまや 代表取締役 三島 敏功 島根県松江市雑賀町99

株式会社いない 代表取締役 天野 達也 鳥取県倉吉市河原町1770

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）

名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
(株) いない	鳥取県倉吉市河原町1770	稲井 範行	

（変更後）

名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
(株) いない	鳥取県倉吉市河原町1770	天野 達也	平成29年 2 月 1 日代表者名変更

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
(有) サンアイ	島根県松江市南田町124-1	三島 敏功	平成29年6月1日(株)みしまやに合併
(株) いない	鳥取県倉吉市河原町1770	稲井 範行	
(有) キャプテンドラッグ	鳥取県倉吉市河原町1770	稲井 範行	平成21年9月1日(株)いないに合併
(有) 風流堂	島根県松江市白潟本町15	内藤 守	
(株) リョーユーパン	福岡県大野城市旭ヶ丘1-7-1	北村 俊策	
細田 雄治	島根県松江市西川津町1378	—	
木瀬 逸夫	島根県松江市上乃木10-2-37	—	
東洋食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 要一郎	

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
(株) いない	鳥取県倉吉市河原町1770	天野 達也	平成29年2月1日代表者名変更
(有) 風流堂	島根県松江市白潟本町15	内藤 守	
(株) リョーユーパン	福岡県大野城市旭ヶ丘1-7-1	北村 俊策	
細田 雄治	島根県松江市西川津町1378	—	
木瀬 逸夫	島根県松江市上乃木10-2-37	—	
東洋食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 要一郎	

(4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

2 届出年月日

平成29年9月5日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課(松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第520号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成29年 9 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーホームセンターいない松江田和山店 島根県松江市田和山町75

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社いない 代表取締役 天野 達也 鳥取県倉吉市河原町1770

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) いない	鳥取県倉吉市河原町1770	稲井 範行	

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) いない	鳥取県倉吉市河原町1770	天野 達也	平成29年 2 月 1 日代表者名変更

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名称	所在地	備考
スーパーホームセンターいない松江南店	島根県松江市乃木福富12街区	

(変更後)

名称	所在地	備考
スーパーホームセンターいない松江田和山店	島根県松江市田和山町75	平成15年11月27日名称及び所在地変更

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) いない	鳥取県倉吉市河原町1770	稲井 範行	
(有) キャプテンドラッグ	鳥取県倉吉市河原町1770	稲井 範行	平成21年 9 月 1 日 (株) いないに合併

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) いない	鳥取県倉吉市河原町1770	天野 達也	

(4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

2 届出年月日

平成29年 9 月 5 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第521号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成29年 9 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハウジングランドい不在出雲ドーム東店 島根県出雲市平野町300

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社い不在 代表取締役 天野 達也 鳥取県倉吉市河原町1770

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) い不在	鳥取県倉吉市河原町1770	稲井 範行	

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) い不在	鳥取県倉吉市河原町1770	天野 達也	平成29年2月1日代表者名変更

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) い不在	鳥取県倉吉市河原町1770	稲井 範行	

(有) キャプテンドラッグ	鳥取県倉吉市河原町1770	稲井 範行	平成21年 9 月 1 日 (株) いないに合併
---------------	---------------	-------	--------------------------

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) いない	鳥取県倉吉市河原町1770	天野 達也	

(4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

2 届出年月日

平成29年 9 月 5 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課 (出雲市今市町70)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第522号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成29年 9 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーホームセンターいない斐川店 島根県出雲市斐川町上庄原1370-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社いない 代表取締役 天野 達也 鳥取県倉吉市河原町1770

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) いない	鳥取県倉吉市河原町1770	稲井 範行	

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) いない	鳥取県倉吉市河原町1770	天野 達也	平成29年2月1日代表者名 変更

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) いない	鳥取県倉吉市河原町1770	稲井 範行	
(有) キャプテンドラッグ	鳥取県倉吉市河原町1770	稲井 範行	平成21年9月1日(株)い ないに合併

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) いない	鳥取県倉吉市河原町1770	天野 達也	

(4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

2 届出年月日

平成29年9月5日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課(出雲市今市町70)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第523号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成29年9月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハウジングランドいない大田店 島根県大田市長久町長久40-1

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社いない 代表取締役 天野 達也 鳥取県倉吉市河原町1770

- (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) いない	鳥取県倉吉市河原町1770	稲井 範行	
(有) キャプテンドラッグ	鳥取県倉吉市河原町1770	稲井 範行	平成21年9月1日(株)いないに合併

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) いない	鳥取県倉吉市河原町1770	天野 達也	

- (4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

- 2 届出年月日

平成29年9月5日

- 3 届出及び添付書類の縦覧場所

大田市産業振興部産業企画課(大田市大田町大田口1111)

- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

- (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

- (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第524号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

平成29年9月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハウジングランドいない出雲塩冶店 島根県出雲市塩冶有原町五丁目60

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社いない 代表取締役 天野 達也 鳥取県倉吉市河原町1770

- (3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,433平方メートル
 - (4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成29年 9 月24日
- 2 届出年月日
平成29年 9 月 5 日

公 告

島根県食品衛生業務管理システムの開発及び運用保守業務の事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成29年 9 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

- (1) 名称
島根県食品衛生業務管理システムの開発及び運用保守業務
- (2) 仕様
島根県食品衛生業務管理システムの開発及び運用保守業務に係る提案競技仕様書による。
- (3) 期間
 - ア 島根県食品衛生業務管理システムの開発業務
契約の日から平成30年 3 月31日まで
 - イ 島根県食品衛生業務管理システムの運用保守業務
平成30年 4 月 1 日から平成35年 3 月31日まで
- (4) 提案価格の上限額
 - ア 島根県食品衛生業務管理システムの開発費
20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
 - イ 島根県食品衛生業務管理システムの運用保守費
9,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
 - ウ 総額（ア＋イ）
29,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
ただし、平成29年度の上限額 20,000,000円

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 単独企業・法人の要件
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関

与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(7) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の氏名

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ロ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の瑕疵担保責任

(ヨ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

平成29年9月22日（金）から同年10月3日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

島根県松江市殿町1番地（島根県庁第2分庁舎3階） 島根県健康福祉部薬事衛生課食品衛生グループ

ウ 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償

で1部を配布する。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

(2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

(3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

(4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

(7) 担当者届 1部

(8) 提案書提出書 1部

(9) 提案書 5部

(10) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(7)までの書類については、平成29年10月11日（水）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

イ 4の(8)から(10)までの書類については、平成29年10月23日（月）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

(3) 提出先

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県健康福祉部薬事衛生課食品衛生グループ

電話 0852-22-6292 ファックス 0852-22-6041

電子メール yakuji@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 質問提出期限は、平成29年10月3日（火）午後5時までとする。

(3) 提出先

5の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、平成29年10月6日（金）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成29年10月16日（月）までに、郵送にて通知する。

8 選定方法

- (1) 島根県食品衛生業務管理システムの開発及び運用保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。
- (2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じヒアリングを行う。
- (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
- (4) ヒアリングの日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。
- (5) 審査は、次の方法で行う。
 - ア 仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。
 - イ 提案書に記載された提案内容及び見積書に記載された見積額を別に定める評価基準に基づき評価する。
- (6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会を選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (7) 当面は島根県食品衛生業務管理システムの開発業務についてのみ契約を行い、同システムの運用保守業務については、平成30年度歳出予算議決後に別途契約を行う予定とする。

12 問合せ先

5の(3)に同じ。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年 9 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

益田市須子町イ400番3、イ401番3、イ401番7、イ402番1、イ402番2、イ402番3、イ402番4、イ402番5、イ402番6、イ402番7、イ406番2、イ407番1、イ407番2、イ488番1の一部、イ488番3、イ491番1、イ492番1、イ494番1、イ503番1、イ504番、イ505番、イ506番、イ507番、イ507番1、イ508番1、イ508番2、イ511番2、イ511番3、イ511番4、イ512番1、イ512番3、イ512番4、イ513番1、イ513番3、イ402番1地先からイ513番1地先まで

面積 12,383平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

株式会社 トライアルカンパニー

代表取締役 檜木野 仁司

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年 9 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

益田市高津町イ2559番1、イ2560番2、イ2561番58、イ2573番4

面積 28,939平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

益田市下本郷町454番地1

徳栄建設株式会社

代表取締役 安田 徳太

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成29年 9 月22日

島根県警察本部長 立 崎 正 夫

1 入札に付する事項

(1) 入札の件名

分析走査型電子顕微鏡システムの賃貸借契約

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成30年 1 月 1 日から平成37年12月31日まで

2 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、島根県警察本部長の承認を得て、書面により提出することができるものとする。

(2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第 4 号）第 4 条の規定により入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「14借入品」、中分類「(4)理化学機器」に登載されている者であること。

(4) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(6) 島根県内に本店、支店又は営業所等を有すること。

(7) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

4 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、平成29年10月12日（木）正午までに、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び所定の提出資料を電子調達システム又は書面による申請を認められた者は書面により提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 入札期間、開札の日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

平成29年10月19日（木）午前 9 時から同月20日（金）午後 4 時まで

(2) 書面による入札の日時及び場所

ア 日時

平成29年10月20日（金） 午後 4 時（郵送による入札にあつては、正午までに到着していること。）

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部2階 警務部会計課用度係

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年10月23日(月) 午後2時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部2階 聴聞室

6 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成29年10月10日(火)までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は、次により交付する。

(1) 交付期間

本公告の日から平成29年10月10日(火)までの日(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

(2) 交付場所

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 (内線2241、2242)

7 入札説明会

行わない。

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額(入札予定額に消費税及び地方消費税を加算した額)の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天変、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Subject matter for tender : Lease contract of the analysis scanning electron microscope system
- (2) Bid tendering Date and time : 9 : 00 a.m. October 19, 2017 ~ 4 : 00 p.m. October 20, 2017 (Bids by Post must be received by noon on October 20, 2017)
- (3) Contract contact information : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan 690-8510
TEL : 0852-26-0110 (ext. 2241 or 2242)

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成29年9月22日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
安部たかし後援会	安部 丘	田部 幾雄	飯石郡飯南町上来島743	平成29年6月21日
岩本一巳後援会	田中 一成	尾崎 由美子	鹿足郡吉賀町六日市965-1	平成29年6月12日
沖田真治後援会	沖田 真治	釜田 吉輝	浜田市国分町1981番地274	平成29年5月11日
かじの弘和後援会	田平 律夫	松村 信之	大田市静間町978	平成29年6月19日
川上いくお後援会	川上 幾雄	花岡 文章	浜田市金城町下来原168番地6	平成29年7月27日
島根県本田あきこ後援会	陶山 千歳	大塚 泰治	松江市千鳥町8	平成29年7月26日
永見利久後援会	大屋 亮二	永見 昌之	浜田市金城町久佐ハ362番地2地	平成29年5月26日
日本第一党島根県本部	勝部 高英	遠藤 さち子	雲南市三刀屋町多久和598	平成29年7月6日
原瀬清正後援会	小松原 直樹	松田 英樹	安来市黒井田町169-6	平成29年7月11日
藤原かつひこ後援会	藤原 勝彦	藤原 義夫	鹿足郡吉賀町立戸54-4	平成29年8月3日
三浦ひろきの会	三浦 大紀	山岡 直哉	浜田市牛市町75番地	平成29年8月2日
村上千かねたけ後援会	村上 義成	山内 政司	隠岐郡隠岐の島町有木横田37	平成29年7月13日
村武まゆみ後援会	村井 栄美子	村武 あゆ子	浜田市殿町10-3	平成29年7月28日
安永友行後援会	大庭 次男	安永 常雄	鹿足郡吉賀町田野原1353番地	平成29年7月31日

島根県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成29年9月22日

1 政党

(1) 国会議員関係政治団体の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
民進党島根県第2区総支部	石橋 通宏	代表者の氏名	石橋 通宏	和田 章一郎	平成29年6月4日
		国会議員関係政治団体の区分	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	
		公職の種類(第1号)	参議院議員	—	

(2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党木次支部	吾郷 廣幸	会計責任者の氏名	陶山 義久	陶山 興一	平成29年5月20日
自由民主党島根県看護連盟支部	川合 政恵	代表者の氏名	川合 政恵	松浦 昌代	平成29年7月1日
自由民主党島根県たばこ販売支部	大島 治	主たる事務所の所在地	出雲市今市町北本町二丁目7-1	浜田市熱田町1583-1	平成29年7月1日
		代表者の氏名	大島 治	藤田 利作	
		会計責任者の氏名	安部 正吉	大島 かおる	
自由民主党島根県トラック支部	岸 清逸	代表者の氏名	岸 清逸	永井 好輔	平成29年5月19日
		会計責任者の氏名	北川 秀二	永井 好輔	
民進党島根県総支部連合会	石橋 通宏	代表者の氏名	石橋 通宏	角 智子	平成29年6月4日

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
遠藤義光後援会	古賀 智之	代表者の氏名	古賀 智之	足立 勝	平成29年3月31日
		会計責任者の氏名	遠藤 元美	宮本 憲	
久保田しょういち後援会	岡田 久樹	主たる事務所の所在地	浜田市黒川町909-4	浜田市天満町27-12	平成29年7月20日
栗原進後援会	吉田 晃司	代表者の氏名	吉田 晃司	西村 勘六	平成29年5月15日
元気な浜田を創る会	河野 博	会計責任者の氏名	宇川 明人	斎藤 喜久代	平成29年7月10日
島根県看護連盟	川合 政恵	代表者の氏名	川合 政恵	松浦 昌代	平成29年7月1日

島根県林業政治連盟	絲原 徳康	代表者の氏名	絲原 徳康	手銭 白三郎	平成29年 5 月 22 日
全日電工連政治連盟島根県支部	赤沼 高男	代表者の氏名	赤沼 高男	矢田 信一	平成29年 6 月 2 日
田中武夫後援会	隅田 智司	代表者の氏名	隅田 智司	山本 健一	平成29年 3 月 25 日
中島謙二後援会	右田 明	代表者の氏名	右田 明	松永 和平	平成29年 6 月 1 日
日本菓業政治連盟島根県支部	米沢 潤一	代表者の氏名	米沢 潤一	松嶋 享助	平成29年 6 月 15 日
福島教次郎後援会	浅原 譲	主たる事務所の所在地	邑智郡美郷町村之郷140-1	邑智郡美郷町村之郷125	平成29年 7 月 12 日
		主たる事務所の所在地	邑智郡美郷町村之郷125-1	邑智郡美郷町村之郷140	平成29年 7 月 24 日
松江市議会松政クラブ	三島 良信	会計責任者の氏名	森脇 幸好	森脇 勇人	平成29年 4 月 27 日
米田ときこと松江の明るい未来を創る会後援会	木村 久美子	主たる事務所の所在地	松江市八雲町西岩坂1016	松江市浜乃木四丁目7-26	平成29年 4 月 30 日
和田まさひろ後援会	石川 恭平	会計責任者の氏名	平川 典雄	野村 基	平成29年 6 月 30 日

島根県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年 9 月 22 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	解散年月日
桂善夫後援会	桂 善夫	平成29年 5 月 22 日
古福康雅後援会	藤原 智信	平成29年 3 月 31 日
和田県議後援会	瀬尾 良基	平成29年 6 月 22 日

島根県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定により指定の取消しの届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成29年 9 月 22 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
桂 善夫	桂善夫後援会	平成29年 5 月 22 日

正 誤

平成29年 5 月30日付け島根県報第2,907号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	簡 所	誤	正
5	島根県選挙管理委員会告示第9号中	邑智郡邑南町原井11	邑智郡邑南町原村11
	島根県選挙管理委員会告示第10号中	隠岐郡西ノ島町美田2143-6	隠岐郡西ノ島町美田1731
6	島根県選挙管理委員会告示第10号中	大國史英と出雲を耕す会	大國史英と出雲を耕す会
	〃	島根県ビルメンテナンス政治連盟	島根ビルメンテナンス政治連盟
8	島根県選挙管理委員会告示第11号中	島根県宇部隆史を支える会	島根県宇都隆史を支える会